

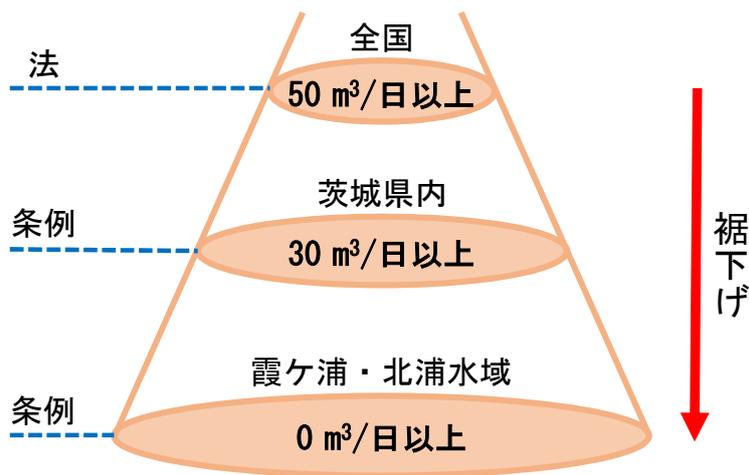
【関係法令】

- 水質汚濁防止法（法）
- 茨城県生活環境の保全等に関する条例（生環条例）
- 茨城県霞ヶ浦水質保全条例（霞ヶ浦条例）
- 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（上乘せ条例）

【上乘せ排水基準】
 一律排水基準にかえて、法に基づき、県が条例によって定めるより厳しい基準

【横出し規制】
 法で規制対象となっていない施設を有する事業場について、県条例により法特定事業場と同等に規制

排水基準適用排水量（生活環境項目）



【裾下げ】
 生活環境項目（BOD等）の排水基準について、法では排水量50 m³/日以上 of 事業場に適用されるところ、県が条例によって適用範囲を排水量50 m³/日未満の事業場に拡大

- ※ 健康項目（有害物質）については、全国一律で排水量0 m³/日以上 of 事業場に適用
- ※ 霞ヶ浦・北浦水域に適用する生活環境項目の排水基準のうち、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、窒素及びりんについては排水量0 m³/日以上 of 事業場に適用、それ以外の生活環境項目（大腸菌群数等）については排水量20 m³/日以上 of 事業場に適用